

E10対応車の排出ガス基準等の検討開始について

平成21年7月24日に行われた環境大臣記者会見において、高濃度バイオ燃料であるE10について、その対応車両の排出ガス基準や燃料規格の審議を開始する旨のご発言があった。これを受け、先般、7月31日に開催された第39回中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会において、E10対応車両の排出ガス基準や燃料規格の審議を開始したところ。

1. 目的

- ・ 現在、E10対応車については、環境省、経済産業省、国土交通省が連携して高濃度バイオ燃料実証事業において、公道走行試験を実施しているところである。これらのE10対応車は、市場では販売されてはおらず、国土交通省が試験自動車として個別に認定を行っている。また、E10燃料の使用については、経済産業省が個別に認定を行っているところである。
- ・ 今後、E10燃料の普及を図っていくため、このような実証事業の成果等も踏まえ、バイオエタノール供給の安定性・経済性の確保等の課題に取り組みつつ、まずは、E10対応車が市場に導入される環境を整えることを目的とし、大気汚染防止の観点からE10対応車の排出ガス基準、及び排出ガス基準と密接に関係するE10燃料規格について検討を開始する。
- ・ 排出ガス基準等に関する検討に加え、国交省、経産省による安全性、耐久性、誤給油対策に関する検討の結果、E10対応車の技術基準及びE10対応車に使用するE10燃料規格が策定されれば、ガソリン車等と同様に型式認証を取得することが可能となり、E10対応車の市場導入、普及が期待できる。

2. 具体的検討事項

今後、排出ガス状況調査や関係者へのヒアリングを実施し、以下の事項について検討を行っていく。

(1) E10対応車の排出ガス基準

- ①走行時の排出ガス基準 (NOx, CO, HC)
- ②走行時のアセトアルデヒド等未規制物質の取扱い
- ③駐車時の燃料蒸発ガス基準

(2) E10燃料規格

- ①燃料蒸発ガス基準と密接に関連する蒸気圧等

3. スケジュール

・ 平成21年度中目処

上記検討事項について大気汚染防止の観点からの中間的検討結果を答申案として、挑戦目標値とセットでパブリックコメント。

・ 平成22年度早期

大気環境部会等所要の手続を経て答申。

・ 平成23年度中目処 (公道走行試験の期間は、平成23年度末まで予定)

E10対応車の公道走行試験データや国交省・経産省の検討状況（安全性、耐久性、誤給油対策）を踏まえ、大気汚染防止法に基づく許容限度を改正。